

評価委員会が行う評価の方法について

1 評価委員会が行う評価の種類

(1) 評価の手法

法人の自己評価を活用する間接評価《実効性・効率性》

(2) 評価基準

各事業年度における中期計画の進捗状況を 5 段階評価

※ 評価基準は、法人の自己評価実施方針を採用《一貫性、効率性、客観性》

(3) 評価結果の決定手続

評価結果の決定に先立ち法人に意見申立の機会を付与《客観性》

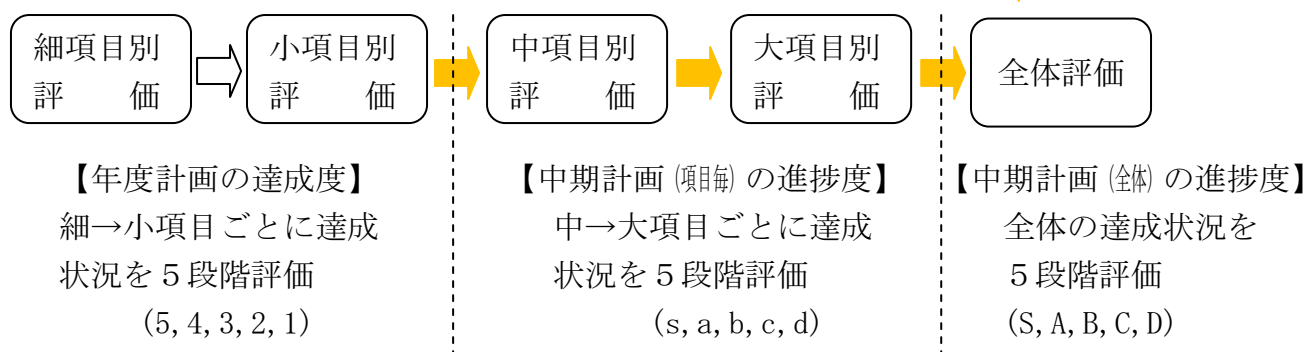
(4) 会議の公開

評価の実施に係る会議は公開《透明性》

2 評価結果の導き方

細項目単位の評点の平均値を一つの目安に、ウエイト付けによる積み上げを行い、全体の評価結果を導く。

※ ◻ は（諸事情を考慮した）単純平均、▶ はウエイト付け



3 評価実施の際の視点

(1) 自己評価結果の適切性、妥当性の検証

- ① 自己評価は定められた評価方法に従って行われているか。
- ② 自己評価の結果と異なる判断をすべき事項はあるか。

(2) 法人の業務運営の特徴等の抽出

- ① 法人の業務運営の特徴、長所、問題点は何か。
- ② 法人の業務の実績と計画との著しい乖離が継続的に生じている事項はあるか。
- ③ 法人が計画を遂行する過程でどのような努力を行ってきたか。
- ④ 法人の財政状態や運営状況に関し、今後の業務の適性かつ確実な実施に当たり特に重要な影響を及ぼす事象が存在するか。

(3) 勧告事項の抽出

法人に対し業務運営の改善等を義務的に求める事項はあるか。 等